

○ 平成30年度の試験について

1 受験要件等の変更について

(1) 変更後の受験対象者

下記のア及びイの期間が通算して5年以上あり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者

ア	法定資格保有者	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
イ	相談援助業務	(別紙1)に定める相談援助に従事する者が、当該業務に従事した期間

※アに列挙された国家資格等に基づく業務であっても、教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていない期間は実務経験には含まれません。

※国家資格等に基づいた業務として実務経験に算入できるのは、免許等に記載された登録日以降となります。

(2) 「実務経験証明書」等の書類の省略について

・受験要件が変更になったため、平成30年度の試験では、過去の受験票又は結果通知書の提出による「実務経験証明書」及び「資格を証明する書類」の提出の省略ができません。受験申込みに際しては過去受験者も「実務経験証明書」及び「資格を証明する書類」の提出が必要です。

2 平成30年度の受験申込期間について

[申込書受付期間] 平成30年5月中旬～6月中旬(予定)

3 参考

受験要件変更の詳細については、平成27年2月の厚生労働省通知

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/documents/vol420.pdf>)にてご確認ください。